

## 令和4年第3回教育福祉常任委員会会議録

1. 日 時 令和4年9月15日(木)
2. 場 所 白井市役所東庁舎4階議場
3. 議 題 (1) 議案第7号 令和4年度白井市一般会計補正予算(第6号)のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目について
- (2) 議案第8号 令和4年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)について
- (3) 議案第9号 令和4年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算(第1号)について
- (4) 議案第10号 令和4年度白井市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- (5) 閉会中の継続調査について
4. 出席委員 斉藤 智子 委員 長・小田川 敦子 副委員 長  
古澤 由紀子 委 員・長谷川 則 夫 委 員  
和田 健一郎 委 員・徳本 光 香 委 員  
岡田 繁 委 員  
岩田 典之 議 長
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
- 市執行部
- |         |        |
|---------|--------|
| 市 長     | 笠井 喜久雄 |
| 福祉部長    | 豊田 智美  |
| 健康子ども部長 | 佐藤 学   |
| 教育部長    | 本間 賢一  |
| 教育部参事   | 宗政 隆雄  |
| 社会福祉課長  | 村越 貴之  |
| 障害福祉課長  | 鈴木 智子  |
| 高齢者福祉課長 | 竹内 崇   |
| 子育て支援課長 | 相馬 正樹  |
| 保育課長    | 片桐 啓   |
| 健康課長    | 松岡 正純  |

	保険年金課長	榊	谷	君	子
7. 会議の経過	別紙のとおり				
8. 議会事務局	議会事務局長	永	井	康	弘
	係 長	今	井	好	美
	主任主事	石	井	治	夫

## 委員長の挨拶

○永井康弘議会事務局長 定刻となりましたので始めさせていただきます。会議に先立ちまして、斉藤委員長より御挨拶をお願いいたします。

○斉藤智子委員長 おはようございます。日中はまだ暑いものの、朝晩は随分と秋らしくなってきました。今議会は今週の委員会質疑に続きまして、来週から決算審査が行われます。また、議会閉会后、来月からは各委員会の視察等も予定されております。寒暖の差が大きくなる時期ですので、皆様、どうぞ体調管理にはお気をつけてください。

本日は、補正予算4議案の審査となります。慎重なる審議と円滑な進行への御協力をお願いしまして、挨拶とさせていただきます。

## 市長の挨拶

○永井康弘議会事務局長 ありがとうございます。続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、おはようございます。本日の教育福祉常任委員会では、議案第7号のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目及び議案第8号から議案第10号の4議案について審議をお願いするものでございます。

委員の皆様には深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。

○永井康弘議会事務局長 ありがとうございます。

笠井市長におかれましてはこの後公務のため、退席とさせていただきます。

それでは、委員会会議につき議事等につきましては斉藤委員長をお願いいたします。

## 会議の経過

開会 午前10時00分

○斉藤智子委員長 ただいまの出席委員は7名でございます。委員会条例第16条の規定により、定足数に達しておりますので、教育福祉常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

次に、マスク着用での発言に際しては、マイクによる音声認識に配慮いただき、明瞭に発声いただきますようお願いいたします。また、発言は必ず挙手の上、委員長の指名に基づき行ってください。

次に、感染症対策の一環として、説明員の皆さんの途中退席を許可します。

これから日程に入ります。

(1) 議案第7号 令和4年度白井市一般会計補正予算(第6号)のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目について

○齊藤智子委員長 日程第1 議案第7号 令和4年度白井市一般会計補正予算(第6号)のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。民生費中、特別会計への繰出金を除きます。また、現員現給予算については、質疑をお控えください。

最初に、歳出について質疑を行います。

17ページをお開きください。17ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、2目障害福祉費、18ページの7目介護保険費、こちらまでの範囲の中で、質疑をお願いします。

質疑ございますか。

長谷川委員。

○長谷川則夫委員 それでは、7目の介護保険費について質疑をさせていただきます。

介護保険事務に要する経費の中で、1)介護保険事務に要する経費、18負担金及び交付金の地域介護・福祉空間整備等補助金の詳しい内容をお願いします。

○齊藤智子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 それでは、御説明させていただきます。

こちらにつきましては、国の補助を受けて事業を実施する補助制度、地域密着型のグループホームですとか、そういったところに対する改修工事等の補助制度となっております。今回対象として、今想定をしているのがグループホーム、それから、小規模多機能の施設、2施設に対する大規模修繕を検討しております。

以上です。

○齊藤智子委員長 長谷川委員。

○長谷川則夫委員 そうしますとその2つの施設については、もう既に予定されているということによろしいですか。

○齊藤智子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 現時点で実施を予定はしておりますが、まだ、これから最終的には決定をしていくというような形になっております。

以上です。

○長谷川則夫委員 終わります。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 17ページ、障害福祉費の中の1)、その中の予算額は非常に少ないんですけども、生活のしづらさなどに関する調査調査員報酬とありますが、この調査の内容をもう少し具体的に教えていただけますか。

○齊藤智子委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 生活のしづらさなどに関する調査について、御説明をいたします。

この調査は、国の障がい児、障がい者のための福祉施策の推進や改善に向けた検討の基礎資料とするために、在宅の障がい児、障がい者等の生活実態とニーズを把握するという調査になります。

ここで言う障がい児、障がい者等というのは、身体、療育、精神保健福祉手帳を持っていらっしゃる方のほか、難病などの患者、また、これまでの法制度では対象にならないけれども、長引く病気やけがなどによって、生活のしづらさを抱えていらっしゃる方を対象とするということです。

具体的には、国勢調査区の単位で、白井市は既に3か所の地区が指定をされておりまして、この地区にお住まいの世帯を対象として調査を依頼させていただきまして、該当する方に調査票を記入いただいて郵送をいただくというような形になります。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 今のところなんですけど、この調査結果というのはどのように公開されて、また、市のほうで、それを施策に生かすような使われ方というのはできる調査なんでしょうか。

○齊藤智子委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 結果につきましては、厚生労働省のほうで公表されます。今回の調査につきましては、国の説明によると令和6年度に公表予定ということで、ホームページのほうに概要、詳細が公表されます。その厚生労働省の公表をもって、市のほうでも内容を確認させていただいて、施策に生かしていくということにはなるかと思えます。

以上です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 直近の平成28年度の結果を見たところ、全国の数字で公開されているようなんですが、これは市町村のほうには白井市ということで、数字が降りてくるんですか。

○齊藤智子委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 市町村単位での結果が降りてきているということはありませんで、全国の結果しか分からないということになります。

前回、平成28年度は実は今回よりも調査箇所数が少なく、白井市の該当はありませんでしたので、全国が網羅されているというわけでもない調査にはなります。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 同じ白井の、すいません、生活のしづらさに関する調査のところなんですけど、これ今年度、国が調査地区数を2,400から5,300に増やしたという資料を読みまして、それによって、今回、白井がゼロだったのが3か所になったので、この3人の調査員分を増額ということでしょうか。

○齊藤智子委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 そのとおりです。

○齊藤智子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 あと1点、国の資料だと、基本的に訪問をするということも書いてあったんですけど、今回、先ほどの説明だと白井はアンケートのようなものを郵送するというのでよろしいでしょうか。

○齊藤智子委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 実際は調査地区の世帯に調査員の方に訪問していただきまして、調査の趣旨を御説明をさせていただいて、調査対象者がいらっしゃるかどうかというのを確認いたします。対象者がいらっしゃる場合には調査票をお渡ししまして、それを御本人等に記入していただき、郵送いただくという流れになります。

以上です。

○齊藤智子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 じゃあ、今のところ訪問する対象が何件かだけ最後に伺います。

○齊藤智子委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 3か所の平均で申し上げますと、1か所当たり世帯数が64世帯、住民の方が平均約170の方がいらっしゃるということになります。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、その次に参ります。

18ページの3款2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、19ページ、2目児童措置費、1目、2目のこちらのところの中で質疑をお願いいたします。質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 それでは、放課後児童健全育成事業の中から質問いたします。

委託料の中にある、まず、廃棄物処理委託料の18万円なんですけれども、市の備品を廃棄するその廃棄料ということなんですけど、この備品を廃棄する代わりに、新しくそれに替わるものが入る様子が見受けられないんですけれども、そういった備品の補充というのはどうなっているのでしょうか。

○齊藤智子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 それでは、備品の廃棄に替わり、新しくそれに替わる購入費はということでお答えさせていただきます。

今回廃棄するものが保護者会から民間事業者へ委託する際に、コピー機、複合機をもともと使っていたものを、引き継いだものを今回廃棄する費用が高くて補正をさせていただくものになりますが、それに替わる備品につきましては、民間事業者に委託に移行したときに既に全学童に配置しております、余分に配置してあった分を今回廃棄することになります。

以上です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 ざっくりと保護者会が置いていったコピー機の処分が18万円ということですか。何かちょっと高額な印象があったんですけど。

○齊藤智子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 その分で8万9,760円の費用がかかります。

以上です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 細かくてすいません、じゃああと約10万円は何の廃棄分になるんですか。

○齊藤智子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 その他は具体的に何か処理が出るというわけではないんですけども、各学童の処分費で、当初1施設1万円で、12施設分の12万円を見込んでたんですけども、ここで既に複合機で約9万円の処分費がかかってくると。その他のもろもろで例年の廃棄分などを見て、11万9,350円分を見込んで今回予算計上をさせていただいた内訳となっています。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 19ページの児童措置費の6) 私立保育園等補助事業なんですけど、具体的な用途、使い道の説明をお願いいたします。

○齊藤智子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 こちらの計上させていただいた予算につきましては、私立保育園に対しまして、ICTの導入もしくはICTの拡充に要する費用に対して補助金を出すものとして計上させていただいております。

以上です。

○齊藤智子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 もう少し具体的をお願いしたいんですが、公立で、スマートフォンでの連絡をやっ

ていて、その初期投資費などを今回私立にも入れるということによろしいでしょうか。

○齊藤智子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 私立のICTの導入状況というのは公立よりも進んでいる状況はあるんですけども、その導入状況にばらつきがございまして、そのような中、今回新型コロナウイルス感染症第7波等で、大分私立保育園のほうも感染者が出たり、その対策、保育士の負担というのが増えてきております。

そういった中で、今回はばらつきがある中でも初期導入だけではなくて、導入済みの保育所に対してもさらに拡充をしたりですとか、そういったものを保育士の負担が減るようなシステムの改善等に対しても、補助金の対象としております。

以上です。

○齊藤智子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 各施設の状況に合わせて拡充なり導入なりするということですか。1か所幾らでしょうか。

○齊藤智子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 基準額が100万円となりまして、そのうち4分の1は事業者負担になりますので、補助金として計上させていただいている額は1園当たり75万円となります。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 先ほどの18ページから始まる放課後児童健全育成事業について質問いたします。

こちらの処遇改善の部分なんですけど、これは児童措置費の4)の私立保育園の賃金改善のほうとも同じ国の取組によって、増額補正になっているというふうに御説明のほうでは聞いているんですけども、そもそもは今年の2月に始まった処遇改善の臨時特例事業から10月以降通常メニューに変わるということで伺っています。その特例事業から10月以降に制度が継続するというか、通常メニューに変わることへの変更点について、御説明をお願いします。変更点がなければいけないでもいいですけども、全体を網羅して変更する箇所があればお示しいただければと思います。

○齊藤智子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 継続はされるけども、ここでちょっと国の財源のメニューが変わってくると。そこに関して変更点あるかというところなんですけども、現実的にまだ要綱等が国からは最終的なものが示されてはおりませんが、概要が示されているという状況の中で、変更点はない、その補助対象ですとか金額的な変更点はございません。あるというのが、財源的なものが今まで10分の10の国の補助だったものが、通常メニューの中、放課後児童健全育成事業ですと、子ども・子育て交付金

という通常のメニューになってきますので、そういったところで市の負担分が発生すると。3分の1の負担というのが出てくるというところが、今までと変わってくる点となります。

以上です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 市の財源が、10月以降は発生するという事なんですけど、その財源の手当てについてはどのようにお考えなんでしょうか。

○齊藤智子委員長 お答えできますか、片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 すいません、財源の手当てと伺いますか、ちょっと一般財源が発生したとしても事業としては継続すべき、もともとの目的が継続的に改善をされるものに対して出す補助金として始めていますので、確かにそういった部分としては10分の10でやれるのがベストですけども、仮にその通常メニューになっていたとしても、続けていかなきゃいけない事業として計上させていただいています。

以上です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 国の要綱に沿って、今のところ10月以降は概要ということではありますけれども、処遇改善については進めていくということで了解しました。

次に、その処遇改善のチェック機能というか、きちんと処遇が改善されているかの確認について、質疑で確認をしたいんですが、まず、事業所のほうからこれだけかかりますということで上がってきますね、事業報告書。それが実績報告書になるんですけど、事業の実績報告書を今度、市のほうが、市町村のほうを確認をしなければいけないというふうに要綱のほうには書いてあると思うんです。

処遇の内容に関しては、職員に対して3%の賃金改善を行う要旨が書いてあるし、支払いに関しては事業者法定福利費等で、事業主負担分として見立てることというふうにも書いてあるし、あとその処遇改善についてもかなり丁寧に指示が入っています。最終的なその実績としてもし改善がなされていない場合は、補助金の全額であり、一部であり、返還を求めることも要綱のほうに9月までの分ですけど、書いてあるんですね。かなり厳格に一人一人の労働者に対しての処遇改善をするように記されているなというふうな印象を私は持っています。

そこで質問なんですけれど、この事業の終了のタイミングで、その実績報告を市町村のほうですることに対して、今回は一旦9月で切れて、また、10月から通常メニューに変わることに限っては、この処遇改善のチェックのタイミングというのはどうなるんでしょうか。9月で一旦きちんと確認をした後で、また、さらに年度末なり来年度に当たってチェックをしていくのか、そこの市がきちんと処遇改善されているかを確認する体制というか、取組についてどうなっているか教えてください。

○齊藤智子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 まず、放課後児童健全育成事業のほうは毎月実績報告をしていただいて、そこ

で確認をしているという状況がありますので、9月と10月というその分かれ目と申しますか、財源の変更というのはあるんですけども、それはこれまでどおり毎月やっていくというような方向で考えております。

保育のほうに関しましては、年度ごとに、年度の終了のときに実績報告というような形になっているんですけども、今回ちょっと国のほうでその実績報告のタイミングというのがまだ示されていない状況がございまして、9月一旦、事業終了の実績報告を行うのか、年度で行うのかというところまだ示されていないというような状況です。ただ、いずれにしましても、先ほど委員がおっしゃっていたような、基準額に対してきちんと処遇改善がされているかという部分はチェックしますので、そういったところで、適正な補助金の支出に努めたいと考えております。

以上です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 最後に確認しますが、今までのところでは、そういった処遇改善がきちんとされているという確認、学童においてということになりますけれども、その分は適正に行われていましたか。

○齊藤智子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 前年度の2月、3月分になりますが、これにつきましては、改善前の1月分の給料と比較して改善されていることを確認しておりますので、適正に支出がされたものと捉えております。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

和田委員。

○和田健一郎委員 19ページの民生費の児童措置費です。令和3年度子育て世帯への臨時交付金のところで、これ要は先行給付以外の子育て給付金の国からののでしょうかね、給付金で、使わなかった分の返還をするという形でございますが、この返還の金額に関して、これは当初の予想よりも下回った部分、この返すといった部分がこの子育て世代が当初予想されていた人数よりも少なかったかどうかという、この関連性も含めてちょっと御説明をお願いします。

○齊藤智子委員長 相馬子育て支援課長。

○相馬正樹子育て支援課長 お答えいたします。この子育て世帯への臨時特別給付金の先行給付以外分ということで、令和3年度に、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化したということで、子育て世帯を支援する観点で、高校生までの子どもがいる世帯に対して、1人当たり5万円を支給したものととなります。

今、御質問のあった、まず給付のほうの返還に係る人数がどうであったかということなんですが、予算としては対象者1万100人見ておりまして、実績については9,530人ということで予算よりも少な

くなくなった分、返還が生じたというようなことになります。

見込みよりも減ったという要因につきましては、高校生等対象になり得る方は住基等で調べて郵送で通知をしているところですけども、実際に親に対して給付になりますので、親は別の市に住んでいるとかそういったところがあって申請がなかったというところもありますし、出生数が241人と見ておりましたが、そこが少なくなったとか、そういったいろいろな要因がかみ合って、このような実績となったということで返還金が発生しました。

以上です。

○齊藤智子委員長 和田委員。

○和田健一郎委員 大きく分けていわゆる登録上の人数と実際に白井在住の部分の誤差であったと。それからもう1つ、やっぱり出生数、当初241ということでもともと白井市は出生数は全国平均から少なかった中で、最近ではたしか1.3を切る形で、前後しているのが大体フラット1.3前後であったのですが、ちょっとここであえてまたお聞きしたいのは、最近、全国でもコロナ禍で出生数が過去最低を更新しているということはこれはある中でございますが、参考までに昨年の出生数との予想との現実の誤差をちょっとお聞きしたい、詳細が分かりましたらお聞きしたいと思います。

○齊藤智子委員長 相馬子育て支援課長。

○相馬正樹子育て支援課長 すいません、今、データ的にはちょっと持ち合わせていないので申し訳ないんですが、白井市の出生数、年間で言いますと約300人というところはございますが、今回の給付金の中でどのくらいであったかというところ、ちょっと今データを持ち合わせておりませんので申し訳ございません。

○齊藤智子委員長 よろしいでしょうか。ほかに質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 今のところなんですけど、住基を基に郵送したというお話が、説明がありましたが、郵送したもので届かなくて戻ってきた郵便物もあったかと思うんですけど、それに対してはどういったアプローチをした上で申込みがなかったというふうな決着になっていくのか、その部分の説明をお願いいたします。

○齊藤智子委員長 相馬子育て支援課長。

○相馬正樹子育て支援課長 郵送したけれども、市のほうに戻ってきてしまったというのは、確認はしていない状況です。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 すいません、19ページの保育所費も。

○齊藤智子委員長 まだです。

○徳本光香委員 分かりました。

○斉藤智子委員長 では、ここまでの児童措置費、2目までのところで質疑はよろしいでしょうか。  
それでは、次に参ります。

19ページの下の段の4目保育所費、これが20ページの下段のほうまでありますが、ここの保育所費の中から質疑をお願いいたします。質疑ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 20ページの4)の公立保育園施設管理・整備に要する経費のところ、これもコロナ交付金と補助金を使ってシステム改修ということだと思んですが、先ほども説明あったように、私立のほうが進んでいるという場合もあるということで、私立保育園への補助の内容との違いがありましたら、御説明をお願いします。

○斉藤智子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 こちらの工事請負費につきましては、具体的に公立保育園の中で保育システムを使う場合にどうしてもWi-Fi環境を整える必要がございます、その環境が全く今ゼロ、整っていないという状況の中で、今回の工事費を計上させていただきました。特に公立保育園は私立保育園に比べて規模が大きいというところがございます。全くそのICT化が私立と比べると遅れているという状況がございます。そういった違いはありますけれども、対象とする私立の補助金の工事と公立の今回のシステムの導入、施設の改修に関して対象とするものに違いはございません。

以上です。

○斉藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 このシステム改修を終わったタイミング、終わった段階で、運営のほうはいっから始める予定なのかをお願いします。

○斉藤智子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 来年度4月、令和5年度の4月を予定しております。

以上です。

○斉藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 公立保育園の保育システムということなんですけど、これはネットワーク的に全部がつながるシステムになるのでしょうか。

○斉藤智子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 その保育園だけで完結されるものになります。ほかの園とのネットワーク等の構築はございません。

○斉藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、次に参ります。

20ページ、5目ひとり親福祉費、21ページ、3款3項1目生活保護総務費、3款4項1目国民年金総務費、こちらの範囲の中で質疑ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 20ページの下2)ひとり親家庭支援事業なんですが、この増額というのは入所した方が増えたということでしょうか、それとも期間が伸びたなどの事情があつて増えたんでしょうか。

○斉藤智子委員長 相馬子育て支援課長。

○相馬正樹子育て支援課長 お答えいたします。今回の分は新規分としての計上となります。

以上です。

○斉藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、その次に参りたいと思います。

21ページの下、4款1項衛生費の保健衛生費、これが22ページの2目予防費、ここまでの中で質疑、お願いいたします。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 22ページの予防費の8,986万8,000円について伺います。

御説明の中では、令和3年度実績に基づき補正したということですがけれども、これは説明の中の22の補助金等返還金だと思うんですがけれども、結局、この返還金が出たのは、見込みと実績の差があつて返還ということになったと思うんです。この状況をワクチンの接種状況ということで、白井市は接種状況はどう捉えてこの返還を行ったのか伺います。

○斉藤智子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 お答えいたします。こちらの新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費の8,986万8,000円についてでありますけれども、新型コロナウイルスのワクチンの接種に要する経費ということになります。

こちらについては、1回目から3回目までのワクチン接種、昨年度実施をいたしました。1回目からそれぞれ市民に接種いただいて84.6%の接種率、それから、2回目は83.3%の接種率、3回目は49.2%の接種率ということで、全国的にもこの接種率というものは高い、そして、接種をしていただく方にもスムーズに接種をしていただけたというようなことで捉えております。

以上です。

○斉藤智子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 1回目が84.6、2回目が83.3、3回目が49.2%です。そうすると4回目の目標値としては、何%ぐらいを考えていらっしゃるんですか。

○斉藤智子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 お答えいたします。4回目のワクチン接種につきましては、65歳以上の高齢者、または基礎疾患を有する方ということになっております。市のほうでその接種率の目標接種率という

ものは明確には持っておりませんが、こちらのほうも順調にワクチン接種が進んでいるところですので、少しでも多くの方に御検討いただいて、接種率というものが順調になっていくように願っております。

以上です。

○齊藤智子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 そうしますと、この8,900万という額は、どういう根拠から出てきたんでしょうか。

○齊藤智子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 お答えいたします。こちらの金額ですけれども、新型コロナウイルスのワクチン接種にかかる医療機関への予防接種の委託料、それから、ワクチン接種を進めていくためには様々な接種体制を整えていく必要がございます。

そういったようなものを確保していくために国のほうから財源を得たわけなんですけど、この未知なるコロナウイルスの中で、市民の方々に順調にワクチン接種の体制を組んで、接種していただくための予算を十分に取らせていただいたと。

国のほうでもこの接種の方向性、方針というものがその都度その都度出されると。最初の時点ではこのワクチン接種がどこまで進むのかということが、なかなか分からないという手探りの状況の中で、その中でもどのような状況になったとしても、市民の皆さんには十分に接種体制を確保して打っていただけるような、そういったゆとりを持った財源確保に努めて、実施をしてまいりました。その結果として、この8,900万の余りが出たということで、それを返還をさせていただくということです。

以上です。

○齊藤智子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 返還しない部分で十分の余裕があるということですかね。それ、確認です。

○齊藤智子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 お答えいたします。ワクチン接種を十分に支障を来すことなく体制整備をするために、十分な財源確保をした結果として、実際、令和3年度の接種状況を見たときに、余剰金が発生したというようなことです。

以上です。

○齊藤智子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 御答弁にはありませんでしたけれども、令和3年の49.2%という接種率の中に、65歳以上と基礎疾患のあった方というのがいて、その割合をきちっと出した上での返還と受け取ってよろしいですか。

○齊藤智子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 お答えいたします。このワクチンの接種率については、その都度集計をいたし

まして、10歳刻みで年代別に接種率を、統計を積み重ねてきておりますので、そういったような推移は、毎度把握をして見てきたところです。

以上です。

○齊藤智子委員長 まだ質問ございますか。

岩田議長。

○岩田典之議長 今回の健康課長の答弁の中で、確認なんですけれども、4回目のワクチン接種が65歳以上と発言したような記憶があるんですけども、確認をしたいと思います。

○齊藤智子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 お答えします。ちょっと間違っただけで答弁してしまいました。60歳以上の高齢者ということで、発言を訂正させていただきます。失礼いたしました。

○齊藤智子委員長 それでは、ここで休憩をいたします。

再開は10時55分。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時55分

○齊藤智子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

22ページ、予防費のところ、質疑ございますか。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 先ほどの私の発言の中で、質疑に関する発言の中で、65歳以上と申し上げましたが、その部分を60歳以上というふうに訂正していただきたいと思います。

○齊藤智子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 先ほど18ページ、3款1項7目、1) 介護保険事務に要する経費、18節の負担金補助及び交付金の中で、空間整備等補助金に関して、質問に対して回答させていただいたところなんですけれども、その中で、対象となる施設について2施設という形で御説明をさせていただきましたが、正確には1法人2施設となりますので、申し訳ありませんが、訂正をさせていただきます。よろしくお願いします。

以上です。

○齊藤智子委員長 それでは、予防費のところ、質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 まず、この5)の部分なんですけど、コロナウイルスワクチンの接種に要する経費ということで、何に対する経費なのかというのはこれで分かりました。

ただ、補助金の返還というのが多分今回初めてのことだと思うので、この返還になる対象の期間、

いつからいつまでの部分が今回精算されるのかという部分をお示しいただけたらと思います。

○齊藤智子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 お答えいたします。令和2年度の国の補助の繰越分、それから令和3年度の国からの補助、これを合わせての返還ということになります。

以上です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。接種が始まってから令和4年の3月、年度末までの期間の精算ということで分かりました。

そして、いろんな経費が使っていない部分を返還するという事なんですが、使っていない分をお金で返還するというのは当然のことなので分かるんですけど、気になっているのが実際ワクチンを用意した中の廃棄がどれくらい発生したのかという部分が、実態としてどうだったのかなというふうになるので、もし、そういった記録が残っているようであれば、この同じ精算年度の中でのワクチンの廃棄がどれくらいあったのかをお示してください。

○齊藤智子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 お答えいたします。ワクチンの廃棄量がどの程度か把握しているかということなんですが、市のほうでは具体的な廃棄量のほうは数値として把握をしておりません。

以上です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。把握していないということで分かりました。

次に、この予防費全体についてなんですが、例えば2)の経費、それから8)の経費が、具体的にどれに対する経費の返還なのかという部分がよく分からないので、それぞれ何に対する経費なのかという部分を御説明ください。

○齊藤智子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 お答えいたします。まず、感染症予防に関する経費につきましては、こちらは風疹の抗体検査に関わる補助でございます。男性の方でこの風疹の定期接種の対象となっていない方に対して、抗体検査を実施していくために国が補助するものについてでございます。

それから、新型コロナウイルス接種に要する経費につきましては、先ほどお答えをしたとおりでありますけども、医療機関への予防接種委託料ということでそちらと、それからあとはワクチン接種の体制を確保する、具体的にはコールセンターを設置することですとかワクチン接種の予診票、それから案内文などの印刷、接種券の発券、それに関わる郵送料、ワクチンの配送、それから予約関係のシステムの改修等々、ありとあらゆるワクチン接種に要するものがこの中に含まれております。

それから、8の新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業に要する経費につきましては、市民の方に、PCR検査を受けていただくための費用を助成するための財

源でして、こちらの分については、65歳以上または基礎疾患をお持ちの方に対するPCR検査の費用の助成の財源、その余った額ということになります。

以上です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 丁寧に答えていただいて、ありがとうございます。

最後にもう1つ教えてください。2)とそれから8)に対して、見込みと実績をお示してください。

○齊藤智子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 お答えいたします。感染症予防に要する経費につきましては、この風疹の抗体検査、見込みとしては700人を見込みましたけども、実績としては421の方が検査を受けたというような実績でございます。

それから、8の新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業に要する経費、こちらについては、65歳以上、基礎疾患をお持ちの方がPCR検査を見込みとして300人というふうにしておりましたが、実績としては75人ということでございます。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

それでは、次に参ります。

26ページをお開きください。26ページ、9款1項教育総務費、27ページの4目学校事務費、ここまでのところで、質疑お願いいたします。質疑ございますか。よろしいですか。

それでは、次に参ります。

27ページ、9款2項小学校費、28ページ、中学校費、3項中学校費、4項社会教育費、ここまでのところで、社会教育費が1目社会教育総務費、5目文化センター費、28ページまでのところで質疑をお願いいたします。よろしいですか。

それでは、29ページから30ページ、5項保健体育費までの中で質疑お願いいたします。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 学校給食費について伺います。

これは県のほうで、第3子の無償化を始めるということで、市のほうも今回議案に上がってきたかと思うんですが、千葉県議会のほうではまだ上程されているだけで決定、議決は通っていない状態になっています。

なので、県のほうがどういった詳細を上げているかも分からないので、その辺り担当課のほうで把握していることがあれば、まずは御説明いただきたいと思います。

○齊藤智子委員長 宗政教育部参事。

○宗政隆雄教育部参事 お答えいたします。県のほうで、8月31日に記者会見が行われまして、そちらのほうで、千葉県の補助金の概要ということで説明がなされております。その内容でお答えします

と、概要としては子どもが多い世帯について物価高騰等による経済的負担の軽減を図るため、市町村と連携し、第3子以降の義務教育期間における学校給食費を無償化する。そして対象者が3人以上の子を扶養する世帯において、被扶養者である子のうち年齢が上から3番目以降の子となっております。

負担の割合については、市町村立学校が県で2分の1、市町村が2分の1ということになっております。県立学校については県で10分の10ということです。事業開始が令和1年1月から3月までというような記者会見での内容になっております。

以上です。

○齊藤智子委員長 令和1年でいいですか。

○宗政隆雄教育部参事 失礼しました。令和5年1月です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 次に、県議会のスケジュールだと、こちらの県議会の補正のほうはいつ議決になるのでしょうか。日付のほうは確認されていますか。

○齊藤智子委員長 宗政教育部参事。

○宗政隆雄教育部参事 こちらのほうでは把握しておりません。

以上です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 少なくとも今現在はまだ審議中というか、決定してない、要するに白井のほうは先行して、これを議決として扱うかどうかという理解でよろしいですか。

○齊藤智子委員長 宗政教育部参事。

○宗政隆雄教育部参事 そういうことでございます。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 同じ29ページの学校給食センター運営に要する経費の学校給食費第3子無償化補助金について伺います。

第3子以降への支援ということなんですけど、無条件に第3子以降全員というわけではないと思います。条件についてまず説明をお願いします。

○齊藤智子委員長 宗政教育部参事。

○宗政隆雄教育部参事 条件についてですが、3つあります。3人以上の子を扶養していて、上から数えて第3子以降の子が、白井市立小中学校で給食の提供を受けていること。2つ目は生活保護制度または就学援助制度で、学校給食費の支援を受けていない。3つ目が学校給食費の滞納がない。以上の3つが条件になっております。

以上です。

○齊藤智子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 分かりました。一番上のお子さんが、3人以上お子さんいても例えば一番長男さんとかがもう自立されてたりする場合は、3人目のお子さんも対象にはならないということでしょうか。

○斉藤智子委員長 宗政教育部参事。

○宗政隆雄教育部参事 あくまでも3人とも扶養しているという条件ですので、年齢制限ではなくて、扶養しているという条件で定めております。

以上です。

○斉藤智子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 なので今お聞きしたことで言うと、1人は自立して扶養されてないから、2人扶養している場合だと第3子ということにはならないという意味ですね。

○斉藤智子委員長 宗政教育部参事。

○宗政隆雄教育部参事 そういう解釈になります。

○斉藤智子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 これでその対象の方が無償になるまでの手続、手順というのはどういうふうになるでしょうか。

○斉藤智子委員長 宗政教育部参事。

○宗政隆雄教育部参事 手続、申請の方法ではありますが、各小中学校に対して案内のチラシや申請書を配布します。保護者のほうから、学校を通じてまたは直接給食センターのほうに、その申請書のほうを出していただくと思っております。保護者から申請が出ましたら、それに基づいて無償化の決定をしていく形を考えております。

以上です。

○斉藤智子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 では、小中学校の対象者はおおよそ何名でしょうか。

○斉藤智子委員長 宗政教育部参事。

○宗政隆雄教育部参事 対象は小学校が500人程度、中学校が200人程度の合計700人程度で考えております。

○斉藤智子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 分かりました。今まで給食費滞納していない方が対象ということなんですけど、何か生活苦によって、滞納があるなどの事情がある場合はどういった対応を取られるのでしょうか。

○斉藤智子委員長 宗政教育部参事。

○宗政隆雄教育部参事 生活苦等の場合の補償ですが、そういうような場合には、生活保護制度や就学援助制度のほうを活用していただいてということで補っていただければと考えております。

以上です。

○齊藤智子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 すいません、あと何問か。期間のほうは来年の1月から3月という予定でよろしいでしょうか。

○齊藤智子委員長 宗政教育部参事。

○宗政隆雄教育部参事 期間のほうは、令和5年の1月から令和5年3月までの予定であります。

○齊藤智子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 これはすごい望まれていた支援だと思うんですが、その後の支援、継続かどうかの調査とか、その決定について県のほうから何か情報は来ているのでしょうか。

○齊藤智子委員長 宗政教育部参事。

○宗政隆雄教育部参事 県のほうからの、その後のことにつきましては、先ほど8月31日の記者発表以外は入っておりません。市のほうとしましても、その後の動向を見ながら検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○齊藤智子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 すいません、もう1点、財源のところなんです、この項目のところで負担金補助及び交付金として賄って873万2,000円、今回支出するというので、先ほどの説明だと負担割合が県が2分の1、市町村2分の1とおっしゃったと聞こえました。歳入、11ページのほうを見ると県の補助金のほうが484万5,000円ということで、給食センターの分と桜台小中学校の分のちょうど半分、おっしゃったとおり2分の1、県の補助金が出るということになっていて、この財源のところを見ますと、国県支出金というふうになっているので、もう1つの補助金のほうを県として、交付金のほうというのはどういった交付金になるのでしょうか。

○齊藤智子委員長 宗政教育部参事。

○宗政隆雄教育部参事 新型コロナ交付金のほうを活用すると考えております。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

和田委員。

○和田健一郎委員 29ページから30ページにかけての両方、学校給食センターの運営に関する経費の第3子無償化補助金の費用及び桜台小中学校の運営に要する経費における学校給食費第3子無償化補助金ということで、今回この2つの予算計上の比較としまして、この金額の根拠は想定されている第3子の数掛ける3か月分の給食費ということだと思います。

そうしましたら、これはあくまでもちょっと確認としてお聞きしたいのが、桜台小学校と給食センターの給食費が、たしか小学校が、給食センターが4,500円で桜台のほうは4,900、つまり大体約8%の差額があるということと中学校がたしか11%ほどあったということなのですが、この想定されている人数と掛ける数値というのはこの額の差分という理解でよろしいでしょうか。

○齊藤智子委員長 宗政教育部参事。

○宗政隆雄教育部参事 その差額分を含めてということです。

以上です。

○齊藤智子委員長 和田委員。

○和田健一郎委員 すいません、ちょっと正確な人数が小中学校でちょっと差があったので、大体1割ぐらいが、1人当たりの生徒の桜台と給食センターであれば、桜台のほうが約1割ぐらいが多くなるという形の計算でよろしいということでしょうか。などというところとちょっとほかがあるのかと思っちゃうのですが、これをお聞きしたいと思います。

○齊藤智子委員長 宗政教育部参事。

○宗政隆雄教育部参事 お答えします。積算につきましては、小中学校の人数について3か月分掛けたものということで出しております。

以上です。

○齊藤智子委員長 よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

それでは、歳出はここまでになりますが、歳出全般を通して、何か言い忘れたところとか質疑ございますか。よろしいですか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 20ページの公立保育園の保育システムのところで、あと質問を追加をお願いします。

公立保育園におけるその保育システムというのは、どういったものを導入するのかという確認をまず、お願いしたいと思います。

○齊藤智子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 機能、ちょっと多岐にわたるんですけども、主なものでお答えさせていただきますと、まず登降園管理の機能、現在、保護者が手書きで行っているものをカードなり、QRコードなりで登降園の記録が取れるという登降園管理機能が一つと、それと通常の保育士の業務の負担軽減に係るものとして、年間指導計画ですとか月案、週案などの記録に使えるタブレット、そういったシステムの導入などを考えております。その他の保護者との連絡機能ですとか、いろいろな負担軽減に係る機能があるんですけども、どの時点で導入するかというのは現場のほうとよく協議しながら導入していきたいと。機能としては、そういった保護者との連絡機能、勤退機能、それと写真などを管理するようなドキュメンテーションの機能など、保育士が通常の業務で行っているものを負担、午睡チェック機能ですとかそういったものも含まれております。

以上です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 先ほどの質疑の中で、私立の保育園のほうが先行して保育システムの導入に

関しては進んでいるけれども、私立保育園の中でのばらつきがあるということが、御説明があったか  
と思います。

今回補助金も出し、公立保育園に関してもこういった予算立てをして保育システムを進めて、導入  
するということになってくると、白井市における保育のICT化についてはどういったビジョンを持  
って、どの辺りを基準にして、利用者にしてみたら平均的なこの保育園の使い勝手を平準化していく  
ビジョンがあるのかという部分がお示しいただけたらと思います。

○齊藤智子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 今回のICTの導入に関しましては、公立保育園につきましても、民間の保育  
園につきましても、ICTを導入することで感染防止、それと保育士の負担軽減によって、子どもと  
向き合う時間を増やせる、保育の質を向上させたいという目的がございます。ただ、導入に関しまし  
ては各園の事情、例えば保育士の年齢層なんかも違いますので、一律的にここまでを導入してくださ  
いというような導入方法は考えておりません。

ただ、これを機に、全体の意見としましては当然ニーズがあるものと確認して、今回の補助金制度  
を創設しておりますので、各園での導入が進むものと。それによって保育士の働きやすい職場環境づ  
くりをつくって、ついでには保育士の確保にもつながるものと、そういった目的も民間の保育所と共有  
しながら進めております。

以上です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 そうしましたら、保育のICT化に関しては、今回初めての補助金の取組と  
いうことにはなりますけれども、今後、いろんな動向を見ながら、各園の状況も見ながら予算立ても  
して進めていく方向はもう変わらないんでしょうか。そういった利用者に対して利便性を図っていく  
という意味で。

○齊藤智子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 その関係、まず民間保育所と協働しながら何ができるかという話をした中で、  
ICTの必要性というのがあって、当然その財源が確保できるかというのもセットでの提案になっ  
てこようかと思えます。

今回は、その財源を探したところ、今回コロナ交付金も使えるというようなところもございまして、  
補助金の創設に至ったというところなんですけども、今後も必要性、何が必要なのかというのは当然  
協議していくんですが、それに伴うその財源的な部分も探しながらの提案にはなってこようかと思  
います。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 すいません、22ページの下のほう9) 合併処理浄化槽の設置促進事業。

○斉藤智子委員長 徳本委員、そこは常任委員会の範囲ではございません。

○徳本光香委員 すいません、申し訳ありません。

○斉藤智子委員長 じゃあ、歳出のほうはよろしいでしょうか。

それでは、歳入のほうに移ります。

10ページをお開きください。10ページ、15款1項国庫負担金、こちらのところで、ここで質疑ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、15款2項国庫補助金の中の2目民生費国庫補助金、5目教育費国庫補助金、こちらのところで質疑ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○斉藤智子委員長 それでは、11ページ、15款3項委託金、16款1項県負担金、16款2項県補助金の中の1目民生費県補助金、6目教育費県補助金、こちらの中で質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 16款県支出金の6目教育費県補助金のところを質問したいと思います。

こちらは、千葉県学校給食費第3子無償化の補助金ということで、先ほどまだ議決に至ってない部分の数字の状態になっているわけなんですけれども、そもそも白井市がこの第3子の給食無償化を発表したときには、財源としてはコロナの交付金をあてがう、その情報とこの数字を当てはめると、もうほぼほぼこの全体予算、給食無償化の全体予算の半分強がコロナの交付金、半分が県支出金というふうになっているんです。コロナの交付金が589万1,000円で、県支出金が484万5,000円、合わせて1,073万6,000円ということの事業費になるわけなんですけれども、もしこれが県のほうが通らなかった場合の財源というのは、どういったことになるんでしょうか。一応ここは確認しておきたいと思えます。

○斉藤智子委員長 宗政教育部参事。

○宗政隆雄教育部参事 お答えします。県のほうがもし通らなかった場合には、国からのコロナ対策の補助金から賄うということで考えております。

以上です。

○斉藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 確認ですが、もし県のほうが通らなかった場合は全額コロナ交付金をもって、第3子の給食無償化を実行するという理解でよろしいですか。

○斉藤智子委員長 宗政教育部参事。

○宗政隆雄教育部参事 お答えします。そういうことになります。

○斉藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。初めに反対討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 次に、賛成討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決をいたします。

当常任委員会に付託された議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○齊藤智子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第7号は、原案のとおり可決されました。

(2) 議案第8号 令和4年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)について

○齊藤智子委員長 日程第2 議案第8号 令和3年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。現員現給予算については質疑をお控えください。

まず、歳出について質疑を行います。

8ページをお開きください。8ページ、1款1項総務管理費から、8ページの下段まで、2款6項傷病手当金諸費、8ページの中で、質疑ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 8ページの下段の傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金というのですが、当初1,000円の窓口計上ということにした背景や理由について伺います。

○齊藤智子委員長 榎谷保険年金課長。

○榎谷君子保険年金課長 当初予算において、窓口1,000円とした理由についてお答えいたします。

令和4年度の当初予算の積算に当たり、令和3年度の支出実績は1件で、支出額は1万9,100円でした。令和2年度の支払い実績は1件で3万6,828円でした。実績から申請があるかないかという状況であったことから、窓口として計上いたしました。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、次、9ページ。9ページの範囲の中で質疑ございますか。よろしいですか。

それでは、次、10ページ、最後のところまでの中で質疑ございますか。

次に、歳入です。

7ページの歳入がございいますが、歳入のところ質疑ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

次に、賛成討論の方ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 令和4年国民健康保険補正予算（第1号）に賛成の討論をいたします。

全く反対理由はありませんが、要望として、賛成に際して、先ほど質問した傷病手当金についてです。令和2年度、3年度に1名しか申請がなかったということで、当初は窓口計上ということになっていました。ただ、やはり新型コロナウイルスが拡大するという中で、今年度はかなり問合せが多くなっているというふうにお聞きしています。

これに際して、やはり給料で生活している人のみという限定では、支援が不十分と思いますので、白井市独自にあまり人数は増えないと思いますから、個人で事業主やって、オーナーをしている方などもしっかり対象に入れてくださるよう要望して、賛成します。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○齊藤智子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第8号は、原案のとおり可決されました。

（3）議案第9号 令和4年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第1号）について

○齊藤智子委員長 日程第3 議案第9号 令和4年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。現員現給予算については質疑をお控えください。

まず、歳出についてです。

9ページ、10ページが歳出になりますが、この歳出のところで質疑をお願いいたします。質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 10ページの諸支出金について伺います。

これは補助金等の返還で約9,700万ぐらいの返還ということになりますが、こちらの、どうしてこういう大きな額の返還になってしまったのかという部分の説明をお願いしたいと思います。

○斉藤智子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 それでは、お答えします。この部分につきましては、令和3年度の事業費の確定に伴う精算となりますが、金額的に言いますと介護給付費ですとか、そういった全体の大きな金額の部分の確定額の精算となっております。

そのようなことから、今回対象となっている経費というのが介護給付費と地域支援事業に対する総合事業分、それから、包括的支援事業分が対象となるんですが、もともとの金額的に言いますと実際の実績として一番上の介護給付費が7,100万、それから、総合事業分が1,400万、それから、包括的支援事業分が1,100万円、合計で約9,700万円の金額が補正となっております。割合的に言いますと実際もともとの金額、総額の実績部分が大きな部分があることから、金額的には大きくなっているというような状況がございます。

以上です。

○斉藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

それでは、次に歳入について質疑を行います。

7ページをお開きください。7ページと8ページが歳入のところになりますが、こちらの中で質疑をお願いいたします。質疑ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○斉藤智子委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

次に、賛成討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○斉藤智子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○斉藤智子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第9号は、原案のとおり可決されました。

(4) 議案第10号 令和4年度白井市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

○斉藤智子委員長 日程第4 議案第10号 令和4年度白井市後期高齢者医療特別会計補正予算(第

1号) についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議において、現員現給補正予算のみと説明がありましたので、質疑はないものとしてよろしいでしょうか。

質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○齊藤智子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第10号は、原案のとおり可決されました。

(5) 閉会中の継続調査について

○齊藤智子委員長 日程第5、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

当常任委員会に係る所管事項につきましては、閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

よって、教育福祉常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午前11時40分